



# 青森県報

第十九百九十七号 平成十四年三月十八日(月曜日)

## 目次

### 告示

- 飼料の試験の結果の概要 ..... (畜産課) ... 1
- 都市計画事業計画の変更認可 ..... (都市計画課) ... 1
- 特定計量器の定期検査の実施 ..... (計量検定所) ... 1

### 公社

- 大規模小売店舗の新設に関する届出 ..... (経営振興課) ... 1
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要 ..... (同) ... K
- 県営土地改良事業計画の決定 ..... (農村整備課) ... K
- 右 同 ..... (同) ... K
- 県営土地改良事業計画変更の決定 ..... (同) ... K
- 右 同 ..... (同) ... K
- 右 同 ..... (同) ... K

### 出先機関

- 青森県営農大学校の短期研修 ..... (短農大学校) ... 1

告示  
出先機関

### 青森県告示第九十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)  
第十一一条第一項の規定により平成十四年一月五日、六日収去させた飼料の試験の結果の概要是、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十四年三月十八日

告示

青森県知事 木村守男

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	試験結果の概要										備考	
			製造年月	粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リノ酸塩基性素性素%	水溶性窒素%	D	T	M	
											C	D	N	その他
									化率%	P	E	kcal/kg	水分%	の検査の参考
マル中印ほ乳期仔豚育成用配合飼料スープーニック	14.1	17.5	4.1	1.7	4.5	0.82	0.48	-	-	-	15.8	78.5	-	14.2

平成14年3月18日 月曜日

中部飼料株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字河 原木字海岸24の5	同 左	マル中印大すう用配合飼 料 マル中印肉用牛肥育用配 合飼料 α和牛ランド マル中印ブロイラー肥育 後期用配合飼料 桜姫C マル中印成鶏飼育用配合 飼料 レイヤーC16	14.1 14.1 14.1 14.2 14.2	14.7 16.7 3.0 7.0 18.3	3.7 4.7 4.7 4.6 1.5	2.9 5.2 0.80 0.98 0.98	5.5 0.60 0.60 0.55 0.55	1.16 — — — —	0.62 — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	2,850 70.8 — 3,250 2,890	14.0 13.6 13.2 13.0
丸光水産株式会社 青森県八戸市銀訪2 の26の16	同 左	55%フィッシュミール	14.2	6.8	1.7	12.4	4.20	0.53	—	—	—	—	—	10.1
青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男	青森県知事 木 村 守 男
一 施行者の名称 五戸町	一 施行者の名称 五戸町	実 施 期 日	平成十四年四月二十二日	午前十一時二十分まで	実 施 場 所	五所川原市役所昆沙門支所	象検査対区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域
二 都市計画事業の種類 五戸都市計画道路事業(1)・四・1号トマツ沢向正場沢線)	二 都市計画事業の種類 五戸都市計画道路事業(1)・四・1号トマツ沢向正場沢線)	実 施 期 日	"	午後二時三十分まで	実 施 場 所	飯詰支所	象検査対区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域
三 事業施行期間 平成九年五月二十八日から平成十六年三月二十一日まで	三 事業施行期間 平成九年五月二十八日から平成十六年三月二十一日まで	実 施 期 日	平成十四年四月二十一日	午前十一時二十分まで	実 施 場 所	五所川原市役所昆沙門支所	象検査対区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域
四 事業地 1 収用の部分 変更なし	四 事業地 1 収用の部分 変更なし	実 施 期 日	平成十四年四月二十五日	午前十一時二十分まで	実 施 場 所	五所川原市役所昆沙門支所	象検査対区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域
2 使用の部分 なし	2 使用の部分 なし	実 施 期 日	"	午後一時三十分まで	実 施 場 所	五所川原市役所昆沙門支所	象検査対区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域	一 検査対象区域

注 種飼養結果の概要の欄に栄養成分に関する検査においては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

#### 青森県告示第九十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第二百四号)第六十一条第一項の規定による、五戸都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十四年三月十一日認可したのと、同条第一項において準用する同法第六十一条第一項の規定によるおおむねの如く告示する。

平成十四年三月十八日

#### 青森県告示第九十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するのと、同法第二十一条第一項の規定により公示する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

六月 四日 正午前 十時 まから	六月 三日 正午前 午後後 二時 三十分 まから	六月 三十日 正午前 午後後 二時 午時 まから	五月 三十九日 正午前 午後後 三時 一時 まから	五月 二十八日 正午前 午後後 三時 一時 まから	五月 二十四日 正午前 午後後 二時 三十分 まから	五月 二十三日 正午前 午後後 三時 一時 まから	五月 二十二日 正午前 午後後 三時 一時 まから	五月 二十一日 正午前 午後後 三時 一時 まから
勤労福祉センター	"	田舎館村農業協同組合 大根子支所	除雪センター				"	
光田寺支所							三本木支所	
村田 舎館			常盤村					市十和田

"	六月 午後 二時 三十分 から	六月 十七日 午前 午後 二時 三十 分 から	" 午前 正午 十時 三十分 まで	" 午後 正午 十時 三時 まで	六月 十三日 午前 正午 十時 三時 まで	" 午後 正午 十時 三時 まで	六月 十二日 正午 午後 十時 三時 三時 まで	" 午前 正午 十時 三時 三時 三十分 まで	六月 十一日 午前 午後 十時 三時 三時 三十分 まで	" 午前 正午 十時 三時 三時 三十分 まで	六月 七日 午前 正午 十時 三時 三時 三十分 まで	" 午後 正午 十時 三時 三時 三十分 まで	六月 六日 午前 正午 十時 三時 三時 三十分 まで	" 午後 二時 三十分 まで	
"	津輕尾上農業協同組合東支所		中央公民館前				碇ヶ関村役場前		碇ヶ関村農業協同組合 古懸本所		藤崎町役場前			藤崎農業協同組合 西中野日支所	
尾上町			大鰐町				村碇ヶ關				藤崎町				

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木村守男

**一 大規模小売店舗の名称及び所在地**

マックスバリュ黒石店

黒石市錦町二外

**二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名**

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 原田昭彦**三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名**

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

**四 大規模小売店舗の新設をする日**

平成十四年十月二十九日

**五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計**

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

2 駐輪場の位置及び収容台数

3 五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

**3 荷さばき施設の位置及び面積**

一九五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

**4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量**

三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

**七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項****1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

開店時刻 午前九時（年間五日午前六時三十分、年間三十日午前八時三十分）

閉店時刻 午前零時

**2 来客が駐車場を利用することができる時間帯**

午前八時三十分から午前零時三十分まで（年間五日間午前六時三十分から、年間三十日午前七時三十分から）

**3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置**

五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

**4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯**

午前六時から午後九時まで

**八 届出年月日**

平成十四年二月二十八日

**九 届出書及び添付書類の縦覧****1 場所**

青森県商工観光労働部経営振興課及び黒石市役所

**2 期間**

平成十四年三月十八日から同年七月十八日まで

**3 時間**

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、黒石市役所にあっては、その執務時間内とする。

**十 意見書の提出**

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

**1 提出期限**

平成十四年七月十八日

**2 提出先**

青森県商工観光労働部経営振興課

平成14年3月18日 月曜日

## 3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (三) 意見及びその理由

## 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

## 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木村守男

## 一大規模小売店舗の名称及び所在地

苦生モール

むつ市金曲一丁目一の三外

## 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町一丁目七の一九

代表取締役 前田恵三

## 三 意見の概要

県の意見なし

## 四 意見書の縦覧

青森県商工観光労働部経営振興課及びむつ市役所

## 2 期間

平成十四年三月十八日から同年四月十八日まで

## 3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

## 県営土地改良事業計画の決定

1 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、第  
 2 鬼崎地区の県営土地改良事業（は場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積は場  
 整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供す  
 る。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木村守男

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧の期間

平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

## 三 縦覧の場所

弘前市役所

## 県営土地改良事業計画の決定

1 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、茂  
 内谷地地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項  
 の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木村守男

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧の期間

平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

## 三 縦覧の場所

森田村役場

## 県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、

七戸南部地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類  
二 縦覧の期間  
三 縦覧の場所

二 平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所  
七戸町役場

### 県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、  
沢田地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項  
において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供す  
る。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類  
二 縦覧の期間  
三 縦覧の場所

二 平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所  
十和田湖町役場

### 県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、

富ノ沢地区の県営土地改良事業（農地開発事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類  
二 縦覧の期間  
三 縦覧の場所

二 平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所  
六ヶ所村役場

### 出先機関

#### 青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十一月青森県条例第三十六号）第七条第一項  
の規定により、次のとおり短期研修（農業機械利用技能者育成研修）を行うので、同  
条第二項の規定により告示する。

平成十四年三月十八日

青森県営農大学校長 米田豊

研修の種類 期 間

指導農業機械士養成研修	平成十四年八月	七日	平成十五年二月	四日から同月六日まで
-------------	---------	----	---------	------------

定受講者の員 受講対象者

十人 農業機械士認定者

指導農業機械士技能検定試験受験資格取得

摘要要

基礎研修		トラクタ基盤		農業安全研修		農業機械士養成研修		農業機械士技能検定試験受験資格取得	
平成十四年五月 月十一日まで	平成十四年五月 二十九日から六 月三十日まで	平成十四年五月 十五日から同月 三十一日まで	平成十四年十月 十五日から同月 二十二日まで	平成十四年八月 二十六日から同 月三十日まで	平成十四年七月 一日から同月五 日まで	平成十四年十一 月十五日まで	平成十四年十一 月十一日から同 月十五日まで	平成十四年九月 二十日から同月 二十七日まで	平成十四年六月 二十四日から同 月二十八日まで
三十五人	三十五人	二十四人	二十四人	二十四人	三十四人	三十五人	三十五人	二十人	三十二人
生	青森県営農大 学校			農業者及び農業 関係者	農業者及び農業 関係者	青森県営農大 学校	青森県営農大 学校	農業者及び農業 関係者	青森県農業大学 校
				大型特殊自動車 運転免許(農耕 用)試験受験及 び農業機械士養 成研修教科の一 部	大型特殊自動車 運転免許(農耕 用)試験受験及 び農業機械士養 成研修教科の一 部				

特別研修		けん引技術研修		平成十四年七月 九日まで	
各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。	月二十七日まで	平成十四年十一 月十九日から同 月二十七日まで	平成十四年九月 三日から同月十 一日まで	平成十四年四月 十五日まで	平成十四年四月 十八日から五月 一日まで
若干名	十四人	十四人	十四人	二十二人	二十三人
各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度決定する。		農業者及び農業 関係者	農業者及び農業 関係者	生	青森県農業大学 校
				試験受験	けん引自動車運 転免許(農耕用)

青森市長島一丁目一番二号 青森県	発行所・发行人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
(毎週月・水・金曜日発行)	印刷所・販売人

定価小口一枚二付十七円八十五銭